

練馬区特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第 9 3 号

練馬区特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例施行規則（昭和40年 1 月練馬区規則第 1 号）の一部をつぎのように改正する。

別表国民健康・栄養調査員の項中「29,000円」を「30,000円」に、「13,200円」を「14,400円」改める。

付 則

この規則は、令和 8 年11月 1 日から施行する。